

重要事項説明要綱

指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

利用者に対する指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションサービス提供にあたり、当事業者が利用者に説明すべき事項は、下記のとおりです。

1 事業者

| | |
|--------|--------------------|
| 事業者の名称 | 社会福祉法人 浩照会 |
| 法人所在地 | 京都市伏見区向島二ノ丸町151番81 |
| 法人種別 | 社会福祉法人 |
| 代表者氏名 | 理事長 宮脇 昭太郎 |
| 電話番号 | 075-601-6100 |

2 事業所

| | |
|---------|------------------------------------|
| 事業所名 | 介護老人保健施設 あじさいガーデン伏見 訪問リハビリテーション |
| 事業所の所在地 | 京都市伏見区向島二ノ丸町151番81 |
| 電話番号 | 075-601-6100 |
| 事業所番号 | 2650980069 |
| 管理者氏名 | 高木 正博 |

3 運営方針

- (1) 利用者が要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図ることとします。
- (2) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり、診察に基づき実施される計画的な医学管理の下、通院が困難な利用者に対して自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた要介護者とします。
- (3) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。
- (4) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとします。

4 職員の職種、員数及び職務内容

(1) 管理者 1名 (兼務職員)

職員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行い、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリの方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行います。

(2) 医師 4名 (兼務職員)

医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリの方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行います。

(3) 理学療法士 13名 (兼務職員)

作業療法士 3名 (兼務職員)

言語聴覚士 2名 (兼務職員)

医師の指示・訪問リハビリテーション計画 (介護予防訪問リハビリテーション計画) に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス (介護予防サービス) を行います。

※ 理学療法士等は業務の状況により増員できるものとします。

(4) 事務員 1名 (兼務職員)

利用料の請求及び利用料の相談等を行います。

5 営業日及び営業時間

(1) 営業日 月曜日から土曜日。ただし、祝日及び12月31日から1月3日までを除きます。

(2) 営業時間 午前8時45分から午後5時15分までとします。
電話等による連絡可能な時間もこの間とします。

6 事業の内容

主治医の指示に基づき、要介護者 (介護予防にあつては要支援者) の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画 (介護予防訪問リハビリテーション計画) を作成するとともに、主要な事項について利用者又は家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付します。

7 通常の事業の実施地域

京都市伏見区、京都府宇治市の区域とします。

8 利用料その他の費用

(1) 厚生労働大臣が定める基準によるものとし、このサービスが法定代理受領である場合は、その1割、2割または3割 (介護保険負担割合書に準ずる) の額とします。

(別紙1料金表参照)

(2) 7に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、別紙1の料金表の

額を徴収します。なお、交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、説明を行い利用者又はその家族の同意を得ます。

- (3) 別紙1の料金表をもとに計算された前月ごとの合計額の請求書を毎月10日までに発行し、利用者又はその家族に対して所定の方法により交付します。利用者又はその家族は連帯して、当事業所に対し当該合計額をその月末までに口座振替（口座振替日は28日、28日が休業日の場合は翌営業日）、もしくは振込み（振込み手数料は利用者負担）にて支払うものとします。
- (4) 当事業所は利用料金の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対して領収書を所定の方法により交付します。尚、領収書の再発行は致しませんので、ご了承ください。
- (5) 介護保険適用の場合であっても、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者又はその家族は1ヵ月につき別紙1料金表の利用料金の全額をお支払いいただきます。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行いたします。
- (6) その他の費用として、サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者の負担となります。

9 キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

| | |
|-------------------|---------------|
| 利用日の2日までに連絡があった場合 | 無料 |
| 利用日の前日に連絡があった場合 | 利用料自己負担分の50% |
| 利用日当日に連絡があった場合 | 利用料自己負担分の100% |

10 記 録

- (1) 事業所は、利用者の当該サービス提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。
- (2) サービス提供記録の開示については、利用者、その家族又は保証人の申し出により利用目的等を明確にした文書により開示致します。

1 1 要望及び苦情等相談

| | |
|--------------------|---|
| 当事業所相談窓口 | 2階リハビリスタッフ室 担当者 谷川 明誠 又は御意見箱（1階に設置） ご利用時間 月曜日から土曜日 午前8時45分～午後5時15分 ご利用方法 来室・文書・電話 075-601-6100 |
| 京都市伏見区 健康長寿推進課 | 住所 京都市伏見区鷹匠町39-2 電話 075-611-2278 |
| 深草支所 健康長寿推進課 | 住所 京都市伏見区深草向畑町93-1 電話 075-642-3603 |
| 醍醐支所 健康長寿推進課 | 住所 京都市伏見区醍醐大構町28 電話 075-571-6471 |
| 京都府宇治市 介護保険課 | 住所 京都府宇治市宇治琵琶33 電話 0774-22-3141 |
| 京都府国民健康 保健団体連合会 | 住所 下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地 COCON烏丸内 電話 075-354-9051 |

1 2 利用者からの解除

利用者又はその家族は、当事業所に対し、利用の中止の意思表示をすることにより、解除・終了することができます。

1 3 当事業所からの解除

当事業所は、利用者又はその家族に対し、次に掲げる場合には、利用を解除・終了することができます。

- (1) 利用者が要介護認定又は要支援認定において自立と認定された場合
- (2) 主治医より訪問リハビリテーションの必要がないと診断又は指示された場合
- (3) 利用者の病状、心身状態等が悪化し、当事業所での適切な事業提供が困難な場合
- (4) 利用者又はその家族が利用料金を2ヵ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず7日以内に支払われない場合
- (5) 利用者又はその家族等が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、暴言、暴行、誹謗中傷、ハラスメント等、利用継続が困難と判断される背信行為または反社会的行為を行った場合
- (6) 上記以外に問題が生じ、当事業所と利用者又はその家族と話し合いの上合意された場合

1 4 秘密の保持及び個人情報の保護

当事業所とその職員は、業務上知り得た利用者及びその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙2のとおり定め、適切に取り扱います。又、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、情報提供を行うこととします。

- (1) サービス提供困難時の事業者間の連絡、照会等
- (2) 居宅介護支援センターや地域包括支援センターとの連携
- (3) 利用者が偽りその他不正な行為によって保健給付を受けている場合等の市区町村への通知
- (4) 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡
- (5) 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- (6) 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

1 5 事故発生時の対応及び損害賠償について

- (1) 利用者に対して、この事業の提供により事故が発生した場合は、主治医の診察、医療機関への搬送等必要な措置を講じるとともに、速やかに当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所又は地域包括支援センター等に連絡を行います。
- (2) 重大な事故が発生した場合は、保険者への連絡も行います。
- (3) 事故が発生した場合、当事業所が別に定める様式により事故記録を残します。
- (4) 前項の場合において、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者に故意過失がない場合にはこの限りではありません。

1 6 緊急時における対応方法

この事業を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求めます。又、緊急連絡先に連絡を行います。

| | | |
|---------|---------|--|
| 利用者の主治医 | 所在地 | |
| | 医療機関の名称 | |
| | 氏名 | |
| | 電話番号 | |
| 緊急連絡先 1 | 住所 | |
| | 氏名 | |
| | 利用者との関係 | |
| | 電話番号 1 | |
| | 電話番号 2 | |

| | | |
|---------|-----------|--|
| 緊急連絡先 2 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| | 利用者との関係 | |
| | 電 話 番 号 1 | |
| | 電 話 番 号 2 | |

17 その他

- (1) 利用者が、入院若しくは入所された場合その期間が3ヶ月未満の時は、利用開始時に説明した重要事項説明書及び同意書をもって継続利用とし、3ヶ月を超える場合は改めて重要事項を説明し、同意を得るものとします。
- (2) 退院又は退所後このサービスを継続される場合、入院又は入所する前に利用されていた曜日及び時間帯については変更をさせていただく場合があります。その場合、利用者及びその家族、担当する介護支援専門員と事前に調整させていただくこととします。
- (3) 利用期間中に主治医及び緊急連絡先に変更が生じた場合は、必要に応じて新たな主治医の住所、医療機関名、氏名、電話番号及び、緊急連絡先の住所、氏名、続柄、電話番号を重要事項説明書に記入し同意を得るものとします。

18 第三者評価の実施状況

第三者による評価を受けることで福祉サービスの質の向上につなげることを目的とする

実施年月日：令和5年2月

評価機関名称：京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構

評価結果の開示：あり